

越谷市

農産だより

第13号

令和5年7月1日発行



©21ばまさみ

越谷産のマスカットと梨

今年
9月中旬

農業委員と農地利用最適化推進委員の 推薦・募集を行います

推薦・募集の方法

①農業者等3名以上の連署による推薦、②農業団体等による推薦、③応募により、農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

募集期間や募集要領などの詳細は、別途、広報こしがや9月号や越谷市のホームページ、越谷市農業委員会事務局窓口などでお知らせいたします。

農業委員

◇推薦・応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人

◇職務内容

- ・農地法等法令に定められた許認可業務、担い手への集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などに係る活動
- ・毎月総会に出席し審議を行う
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成又は変更、公表
- ・活動内容を記録し事務局へ提出

◇募集人数

14人（担当区域無し）

◇任期

令和6年4月27日から
令和9年4月26日（3年間）

◇報酬

会長	月額63,500円
会長代理	月額52,000円
委員	月額50,000円

農地利用最適化推進委員

◇推薦・応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる人

◇職務内容

- ・担い手への集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などに係る活動
- ・農地パトロール
- ・総会に出席し意見を述べ活動報告を行う
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針に関する意見具申
- ・活動内容を記録し事務局へ提出

◇募集人数

13人（担当区域ごとに募集）

◇任期

令和6年4月27日以降で委嘱を受けた日～令和9年4月26日

◇報酬

月額50,000円



農業経営及び農地利用の状況等に関する調査にご協力をお願いします

毎年8月1日現在の農業経営の状況、所有地及び借地における農地利用の状況等を把握するため、「農業経営及び農地利用の状況等に関する調査」を実施します。この調査結果は、農地台帳の整備や各種証明書の発行、農地に関する今後の意向に関し、出し手受け手のマッチングを行い、利用関係の調整等に活用しますので、必ずご提出ください。

なお、今年は「農業振興地域整備計画基礎調査に係るアンケート」も同封させていただきますのでご協力をお願いいたします。

「農業振興地域整備計画基礎調査」とは？

農業振興地域の整備に関する法律第12条の2の規定に基づき行うもので、今回は平成24年に行いました。現行の「越谷農業振興地域整備計画」が地域の実情に即したものであるか参考とさせていただきます。皆様の農業経営の現状、将来の展望や農業振興に必要と思われることについて、ご意見等をお聞かせください。

遊休農地の解消に向けて利用状況調査（農地パトロール）を行います

毎年8月から9月にかけて、農地法に基づき農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施します。（日ごろから農地の適正な管理をお願いいたします。）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地等は、遊休農地として判定されます。

調査にあたり、農地に立ち入る場合もありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、利用状況調査の結果により遊休農地に判定された場合は、所有者の方へ「利用意向調査」を実施することがありますので、回答をお願いいたします。

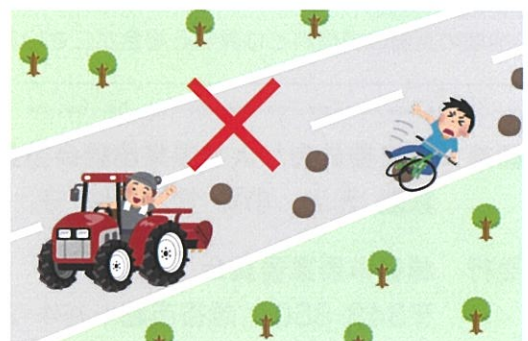
泥の落下に注意！

トラクター・田植機・コンバイン等を使用した後に農地から道路に出る時は、必ず付いた泥を落としてください。道路に落ちた泥のかたまりは、通行人や車両等の妨げとなり大変危険です。交通安全や環境美化のために泥を落とさないよう注意しましょう。

もし、道路に泥を落としてしまった場合は、速やかに撤去・清掃をしていただきますよう、お願いします。

ほ場作物（残さ）の管理の徹底

ほ場作物（残さ）からの害虫や臭いの発生を防ぐため、管理の徹底をお願いします。



農地転用する時は、農地法の許可申請・届出が必要です。

●農地の無断転用はできません。

- 農地転用とは、農地を農地でなくすことです。(例：宅地・駐車場・資材置場などに転換すること)
- 市街化調整区域の農地転用は、農地法の許可申請が必要になります。
- 市街化区域の農地転用は、農地法の届出申請が必要になります。

●無断転用には厳しい罰則があります。

- 許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反になります。
- 農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。
- 違反転用及び原状回復命令違反した場合
3年以下の懲役または300万円以下の罰金になります。(法人は1億円以下の罰金になります。)

●農地の埋め立て(農地改良)には許可・届出が必要です。

- 農地の埋め立ては、県の許可が必要となります。ただし、埋め立て面積が1,000㎡未満かつ工事期間が1か月以内の場合は、届出となります。

※詳細につきましては、事前に農業委員会事務局へお問合せください。

農地の適正な管理をお願いします

雑草等が繁茂している農地がありますと、病害虫等の温床となり、近隣住民や農地の作物にも被害を及ぼすことが考えられます。

定期的(年3回程度)に草刈りをするなど、農地の適正な管理をお願いします。

また、畑等の土が道路や水路に流出しないよう柵板等で被害防除対策をお願いします。



遊休農地(一例)

農地の賃借料情報

令和5年4月1日公表

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)
された賃借料水準の情報を公表しています。

(年額/10a)

地目	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
田(水稲)	14,900	17,300	10,000
畑(普通畑)	11,800	20,000	8,000

※地域の実勢の賃借料とは異なる場合がございます。

「農業者年金」に加入しよう!

【加入要件】

- 60歳未満の方
(令和4年5月1日制度改正により国民年金の任意加入者であれば60歳から65歳未満の方も加入できます)
- 年間60日以上農業に従事している方
- 国民年金第1号保険者

【特徴】

- 終身年金(80歳前に死亡した場合は一時金)
- 積立方式、確定拠出型で国民年金に上乘せ
(加入者の保険料は将来の自らの年金給付の原資)
- 保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位
- 支払保険料は全額社会保険料控除の対象

●編集 農業委員会だより編集協議会委員

荻島 元治、小林 博、瀬尾 守、宇田川 道代、田口 勲、坂巻 秀雄、小沼 真由美

●発行 越谷市農業委員会

〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

TEL 048-963-9279(直通) FAX 048-963-9175